

(例規 2 1)

陸幕人計第 5 1 4 号  
2 3 . 9 . 1 6

改正 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官  
各 方 面 総 監 殿  
各 部 隊 長  
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長

「幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命」にあたっての  
留意事項について（通達）

「幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命について（通知）」（人計第 6  
1 2 1 号 2 3 . 5 . 1 6）（以下、「通知」という。）により、幹部候補者  
を免ずる自衛官を新たな階級に任命する際は、下記の事項に留意の上、実施  
されたい。

記

1 幹部候補者を免ずる場合の任命に係る措置の趣旨

通知に示されている、幹部候補者を免ずる場合の任命に係る措置は、隊  
員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令  
第 6 6 号）第 4 条により、欠員補充の一方法として、現階級より下位の階  
級に任命することが現行制度上許容されていることを踏まえ、当該隊員の  
勤務成績、保有する特技その他の能力、適性等を総合的に勘案し、本人の  
同意に基づき適切な階級に任命することにより、その能力を十分に発揮さ  
せることを目的としており、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 4

2 条及び第 4 6 条の規定に基づく降任とは趣旨を異にするものである。

2」

## 2 経緯等

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 63 号）（以下、「任用訓令」という。）第 3 条の 2 又は第 7 条の 2 の規定に基づき幹部候補者を命ぜられた者が、任用訓令第 14 条の規定により幹部候補者を免ぜられた場合、当該隊員の階級について、従来は特段の取扱いを実施していなかったことから、部隊等において引き続き陸曹長等として勤務させていたものの、各階級の勤務経験のない陸曹長等となるため、元来は勤務成績が優良で、かつ幹部候補生試験に合格した、優秀な陸曹であるにもかかわらず、その能力を十分に発揮することが困難となる問題があった。

この問題の解決を図るべく、幹部候補者の取扱いについて抜本的な解決方法を検討中であるが、当面、任用訓令第 14 条の規定により幹部候補者を免ぜられた自衛官に対し、現行制度上可能な範囲での措置として、本人の同意により、現階級より下位の階級に任命し、職務に従事させることができるとされた。

## 3 実施にあたっての考え方

当分の間、任用訓令第 14 条の規定に基づき幹部候補者を免ずる場合において、当該隊員を新たな階級に任命する必要がある場合は、上記の趣旨及び経緯等を踏まえ、組織要求と個人の希望を勘案し、人材の育成及び有効活用を図ることを基本とする。

## 4 その他

幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命に関する運用及び手続き等の細部については、別に定める。